

(一社) 日本原子力学会 標準委員会 システム安全専門部会
第 48 回 PLM 分科会 (P14SC) 議事録

1. 日 時 2018 年 5 月 16 日 (水) 13:30~16:00
2. 場 所 (一社) 原子力安全推進協会 D 会議室
3. 出席者 (敬称略)
(出席委員) 鈴木 (主査), 渡邊 (副主査), 中川 (幹事), 新井, 望月, 矢野, 辻, 加藤, 石井, 森山 (伊藤代理), 門間, 松藤, 石川 (三好代理), 吉成, 一森 (15 名)
(欠席委員) 大木, 橘高, 大山, 下家, 遊佐 (5 名)
(常時参加者) 皆川, 持丸, 野中, 中村, 大久保, 上野, 伊藤
(傍聴者) 榎崎

4. 配布資料

- | | |
|--------------|---|
| 資料P14SC-48-1 | 第47回PLM分科会議事録案 |
| P14SC-48-2 | 人事案 |
| P14SC-48-3-1 | 原子力発電所の高経年化実施基準 (追補3) のシステム安全
専門部会決議投票の結果 |
| P14SC-48-3-2 | 原子力発電所の高経年化実施基準 (追補3) のシステム安全
専門部会決議投票の意見対応案 |
| P14SC-48-3-3 | 原子力発電所の高経年化実施基準 (追補3) の標準委員会本
報告案 |
| P14SC-48-4 | 経年劣化メカニズムまとめ表 (追補4) 案の確認依頼 (案) |
| P14SC-48-5-1 | PLM実施基準本格改定課題整理表 (改定方針) |
| P14SC-48-5-2 | PLM実施基準本格改定課題整理表 (規定内容) |
| P14SC-48-6 | 改定スケジュール |

参考資料 (参考-1, 2は前回の参考資料と同じ)

- | | |
|---------------|---------------------------|
| P14SC-48-参考-1 | IAEAと日本のPLM関連規格の比較 |
| P14SC-48-参考-2 | PLM基準とIAEA SSG-48ドラフトとの比較 |
| P14SC-48-参考-3 | PLM実施基準2015 (本体抜粋) |

5. 議事

会議に先立ち、開始の時点で出席委員は 14 名で定足数を満足している旨確認した。

(1) 前回議事録確認 (P14SC-48-1)

第 47 回 PLM 分科会議事録 (案) が紹介され、承認された。

(2) 人事について (P14SC-48-2)

- ・委員の退任

四国電力の三好氏の退任が報告された。

- ・委員の新任

新委員として四国電力の石川氏が推薦されている旨説明され、審議の結果新委員として選任することが承認された。

- ・常時参加登録の解除

原子力安全推進協会の平川氏及び東北電力の天間氏の登録解除が報告された。

- ・常時参加登録

原子力安全推進協会の上野氏及び東北電力の持丸氏から常時参加登録の希望がある旨説明され、審議の結果常時参加登録が承認された。

- (3) 原子力発電所の高経年化実施基準（追補3）のシステム安全専門部会決議投票の結果について（P14SC-48-3-1,2,3）

原子力発電所の高経年化実施基準（追補3）のシステム安全専門部会決議投票が行われ、可決された旨が報告された。意見があった箇所に関しては、編集上の誤記であることを確認した。対応案について審議を行い、原子炉容器等の語句統一（肉盛、内張り、クラッド）及びまとめ表リストの型式の記載方法についてBWRを含めた検討が必要ではないかとの意見があり、事務局でBWRの状況を整理し、修正案をメールで確認した上でシステム安全専門部会で報告することとなった。次回標準委員会（6/6）にて本報告される見込みである旨が説明された。

- (4) 経年劣化メカニズムまとめ表201X年版（追補4）について（案）（P14SC-48-4）

経年劣化メカニズムまとめ表（追補4）案の確認依頼（案）について、確認スケジュールと実施内容の説明を行った。最短で2019年9月に改定予定である旨が説明された。詳細版と学会標準版の整合確認に関して、セルの結合等の内容に関係のない差異についてのコメントは必要ないことを確認した。

- (5) PLM実施基準本格改定課題整理表について（P14SC-48-5-1,2）

前回分科会では別途検討チームを結成して方針を審議する方向で検討することとなっていたが、本体の規定を大幅に修正するような大きな改定の必要はない見込みであり、これまで通り事務局で方向性及び標準の素案を作成して各委員に検討依頼する形で進めることとなった。50年目の高経年化技術評価について、現状のPLM基準では評価対象期間は「60年又は運転実績+10年以上」とあり、例えば、評価対象期間を55年と出来るか読めないとの意見が出たので、事業者が分かりやすいように評価対象期間の考え方を解説に記載することを検討することとなった。また、60年目以降の高経年化技術評価の必要性について、現状の法律で運転期間が最長でも60年とされていること及び事業者の負担を考えると改定の必要性はないが、学術的観点や海外へのプラント輸出を考えると60年以降の評価も必要ではないかとの意見があったが、電気計装品の寿命評価等で60年に限らず評価を実施している例もあるので、60年以降の評価はPLM実施基準に記載せず事業者側での自主的な評価に任せる方向となった。

その他の改定方針に関しては、事務局案で検討を継続することとなった。

緊急性が比較的低い規程内容の改定については、事務局案を参考に各自持ち帰り検討し、意見及び対応案を次回分科会までに事務局で集約することとなった。「経年劣化事象評価」の用語の定義に関して、現状保全の確認、総合評価、高経年化対応項目の抽出などの活動が読み取れないとの意見があり、定義を再考することとなった。

(6) 改定スケジュール (P14SC-48-6)

PLM実施基準改定の分担に関して、各改定案の作成を誰がいつまでに実施するかを付記した詳細なスケジュール案を次回分科会までに作成することとなった。

6. その他

次回分科会は2018年8月20日(月)に原子力安全推進協会にて実施することとなった。

以上